

第5章 計画実現に向けての体制の整備

本計画においては、「人と自然が共生する 安心・安全・快適に暮らせる すみよい登米」を基本理念として、様々な観点から住宅及び住環境施策について検討してきたものである。

今後、本計画を実現するために必要な体制や仕掛け等に関する方針について整理する。

■庁内の横断的な連絡・推進体制の構築及び計画的な施策の推進

住宅及び住環境施策を講じていく上では、これまでに検討してきたとおり、公営住宅の供給や民間住宅市場への支援方策等の住宅施策の展開のみならず、インフラ整備をはじめとした景観への配慮、環境に対する配慮、福祉施策との連携等、住まいに関連するまちづくり施策を一体的に講じていくことが不可欠である。

また、住宅セーフティネットの整備や災害に強い住環境の創出、移住・定住対策などまちづくりを進める上での新たな課題に対応する必要があるため、関係各課の協力や役割分担等、横断的な庁内体制をより一層推進構築することが重要である。

さらに、本計画における各種施策の実現に向けて、実施計画や長寿命化計画に位置づけ、補助制度を活用しながら計画的に推進する。

■多様なニーズに対応し、活力ある地域づくりに向けた住宅・住環境施策の展開

登米市の人口については、著しい高齢化や人口減少等の問題を抱えており、活力ある地域づくりを行っていく上で、住宅行政が果たすべき役割は大きい。

東日本大震災を受け、沿岸地域からの移住や世帯の少人数化のため、市内の住宅需要は高まっているものの、利便性が高い場所の価格上昇等により、希望通りの住宅取得が困難な状況もみられる。

また、成熟社会の到来とともに、生活の習慣やスタイル等が多様化かつ高度化していることから、それらの多様なニーズを踏まえた新たな住宅供給を検討していく必要がある。

このことから、分譲地に関する情報提供を強化するとともに、若年ファミリー層に対応した分譲住宅等の供給や高齢者・障がい者への対応、多世代住宅への対応等を適切に講じることにより、だれもが住みやすいまちづくりの実現を目指していく。

■住まいの情報の充実と市民の主体的な取り組み

住宅や住まいに関する情報は、行政や民間事業者等の様々な窓口があるが一元化されておらず、また、膨大であるため、正確でタイムリーな情報を得ることが困難になっている。一方、良好な住宅及び住環境整備の実現にあたっては、市民との協力が不可欠であることは言うまでもない。

このことから、行政と民間事業者等が連携した上で情報を体系化・総合化し、総合的な住まい相談会の実施や相談窓口の設置等を検討するとともに、広報誌やインターネット等を活用し住まいに関する話題などを広く提供するなど、情報の量や質を充実させることが必要である。

また、良好な住宅ストックの形成及び住環境の整備は、市民の主体的な取り組みが必要であることから、住環境整備施策等の実施については、市民との十分な合意形成の下、行っていくことが重要である。